# 可児市認可保育園等 令和6年度入園申込要項

### 新入園(4月1日入園※) ※4月1日より園に在籍することであり、登園開始日ではありません。

【受付期間】 令和5年11月1日(水)~ 11月30日(木)の平日

令和6年2月20日まで申込みを受付けますが、11月申込者が優先されます。

【受付時間】 午前8時30分~午後5時15分

【受付場所】 保育課(可児市子育て健康プラザ マーノ2階)

#### 途中入園

#### 【受付期間】

下表の受付期間のうち、市役所開庁日に入園申込みを提出することができます。

| 入園月    | 受付期間       | 入園月       | 受付期間           |
|--------|------------|-----------|----------------|
| 令和6年5月 | 3月1日~3月19日 | 令和6年 10 月 | 8月1日~8月20日     |
| 6月     | 4月1日~4月19日 | 11 月      | 9月2日~9月20日     |
| 7月     | 5月1日~5月20日 | 12月       | 10月1日~10月18日   |
| 8月     | 6月3日~6月20日 | 令和7年      | 11月1日~11月29日   |
| 9月     | 7月1日~7月19日 | 1月~3月※    | 11万1日/~11万 29日 |

<sup>※</sup>令和7年2月入園希望は12月20日まで、3月入園希望は1月20日まで受付を行いますが、11月29日までに入園申込みを行った方を優先して利用調整を行います。

【受付時間】午前8時30分~午後5時15分

【 受付場所】保育課(可児市子育で健康プラザ マーノ2階)

#### <注意事項>

- ・提出や受付に必要な書類などは裏面を確認し、ご用意ください。書類は全て記入した状態 で受付にご提出ください。
- ·(新入園の場合)上記受付期間を過ぎて申し込みした場合は、受付期間内の申込者の利用 調整を終えた後に調整します。
- ・可児市外の保育園等に入園をご希望される場合は、保育課までご相談ください。一定の要件を満たす場合は申込むこともできますが、その園の住所地のお子さんが優先となります。
- ・認定こども園の『教育認定』、幼稚園または、企業主導型保育園などの認可外保育園の入園を希望される方は、希望する園へ直接お申し込みください。

〒509-0209 可児市下恵土一丁目 100番地 可児市子育で健康プラザ マーノ 可児市役所 保育課 保育園・幼稚園係 Tel 0574-62-1111 (内線 5525・5526・5527)

## 提出前のチェック表

#### 1. 申込書、調査票など書類は全て記入されましたか?

※記入されていない書類がある場合、全て記入してからの受け付けとなります。

#### 2. 申請に必要な書類(児童1人につき1枚)

| チェック | 教育·保育給付認定申請書 兼 入園申込書                   |  |  |  |  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|
|      | 調査票(表面)・入園にあたっての確認事項(裏面)               |  |  |  |  |  |  |  |
|      | 保育園等入園調整基準表(申込児童氏名・生年月日・⑧調整基準の太枠の中を記入) |  |  |  |  |  |  |  |

#### 3. 保護者等が保育を必要とする理由を証明するための書類

※保護者等…父、母もしくは、児童の保護者となっている祖父母等。

| 保護者  | 保護者<br>2 | 保育必要理由         | 提出書類   |
|------|----------|----------------|--|
| チェック | チェック     | 就労             | ·就労証明書   |
|      |          | 就労(自営)         | ・就労証明書 ・自営業の証明書類の写し (確定申告書・営業許可証・開業届等)                       |
|      |          | 妊娠·出産          | ・母子健康手帳(表紙・予定日が記載されたページ)の写し                                  |
|      |          | 疾病または<br>看護・介護 | ・療養状況申告書<br>・身体障がい者手帳・療育手帳の写し<br>・医師が発行する診断書(加療期間が記載されたもの)など |
|      |          | 求職活動           | ·求職活動申告書   |
|      |          | 家屋の被災          | ·罹災証明書   |
|      |          | 就学             | ・在学証明書・時間割の写し等   |
|      |          | 虐待等            | ・保護命令など  |

#### ※注意点※

保育必要理由を確認する書類は、同時期に行なわれる別の手続きでも提出が必要な場合があります。保育園申込にて提出した書類は別の手続きには使用できないため、必ず他の手続き用にコピーを取るようにしてください。

<同時期に行う主な手続き>

- ・幼稚園の「施設等利用給付認定申請」
- ・小学校の「キッズクラブ(学童保育)利用申込」
- ・保育園、幼稚園利用中のきょうだいの「現況届兼継続申込」 など

#### 4. 税情報の確認に必要な書類

同意書…マイナンバーを利用した情報連携にあたり、申請書の申請者以外の保護者の同意 が必要となります。

- ·R5.1.2 以降に可児市に転入された方は、R5.1.1 時点での住所をご記入ください。
- ・4 月から 8 月入園希望で R6.1.2 以降に可児市に転入(予定)の方は、R5、R6.1.1 時点の両方の住所をご記入ください。
- ・9 月から 3 月入園希望で R6.1.2 以降に転入された方は R6.1.1 時点での住所をご記入ください。

#### 5. 申請書提出の時に持ってきていただくもの

| チェック | 申請者の身分証明書 …申請者の本人確認に使用します。             |
|------|--|
|      | (マイナンバーカード、運転免許証など。なお、写真付でない証明書等は2点必要) |

#### ■ お申込に関して気を付けていただきたいこと

#### 1. 健康診査

市が実施する乳幼児(4か月児・1歳6か月児・3歳児)健康診査を必ず受診・予約してください。

#### 2. 『利用希望期間』の始期

・入園日から1、2週間程度『ならし保育』を実施することがあるため、入園当初は希望する時間まで 預かることができない場合があります。

#### 3. 書類の返却について

・提出された書類は、返却できませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。

#### 4. 就労証明書について

・就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものをご提出ください。訂正がある場合は、ご本人で訂正しないでください。また、就労先に電話等で勤務実態の確認をさせていただくことがあります。 証明内容と事実が異なる場合は、認定を取消すことがあります。

(参考)成立し得る罪名 有印私文書偽造罪、電磁的記録不正作出罪

「府政経シ第382号 就労証明書の押印省略・電子化に係る犯罪について」より

- ・上のきょうだいの幼稚園預かり保育・キッズクラブの利用申込、保育園現況届提出も行う場合は、それぞれの手続きに就労証明書が必要です。ただし、原本以外はコピーでも手続き可能です。その場合、コピーの欄外等空きスペースに、「原本は〇〇(手続き名)にて使用」と記入をお願いします。
- ・きょうだい同時に保育園の申込を行う場合、就労証明書は原本 1 枚のみで手続き可能です。

#### 5. 申込時点で市外在住の場合

市外から転入される場合は、入園までに必ず可児市で住民登録をしてください。

#### 6. 施設毎の対応について

園によって保育時間や年間行事(行事日や振替休日等)、保育料以外の実費、アレルギー対応等 が異なりますので、必ず事前に園の条件などを把握し、条件がご家庭の状況にあっていることを確認 してから申込してください。

#### 7. 情報の提供について

お子様の健康状態、発育状態を確認するため、利用施設、保健センター、こども発達支援センター くれよん、こども応援センターぱあむ、その他関係機関が保有する情報を関係機関が提供しあうことがあります。また、関係機関が必要に応じて保護者に連絡することがあります。

#### 8. 育児休業の延長について

1歳もしくは 1歳半の誕生日以降の日を記載し保留となった場合、お勤め先によっては育児休業を延長できなくなる場合がありますので、事前にお勤め先によく確認することをお勧めします。

#### 9.4月入園の登園開始日について

新入園(4月1日入園)として入園する場合、4月1日からその園の園児として在籍することになりますが、実際の通園開始日は園ごとに異なります。

#### ■利用調整について

募集人数を超えて申し込みがあった場合、可児市が『利用調整』を行い、希望する保育所などの中から利用できる保育所などを調整します。

調整は裏面の「入園調整基準表」に基づき合計指数を算出し、合計指数の高い申込者から入園の ご案内をします。合計指数が同点の場合は、その施設を希望する順位の高い申込者から、世帯の状 況などを考慮し優先順位を決定します。



◆育児休業から復帰して申し込みするが、育児休業の延長も許容できる方 希望により、入園調整基準表に基づいて算出する合計指数を0点として申込むことも可能です。ただし、 合計指数が0点であっても、状況によっては入園が決定することもあります。 保育園等入園調整基準表 ①~⑦については認定理由に応じて基準指数を1つ選択、その後⑧の調整基準で加点・減点を行う 類型基準 保護者の状況 摘要 基準指数 類型 細目 -週あたりの就労時間が35時間以上 10 调あたりの就労時間が25時間以上 8 居宅外労働 正規雇用・非常勤を問わず勤務時間による · 週あたりの就労時間が20時間以上 7 上記以外 6 週あたりの就労時間が35時間以上 9 (1) 7 同一敷地内での労働は別建物であっても 居宅内労働とする -週あたりの就労時間が20時間以上 6 居宅内労働 上記以外(内職を除く) 5 メーカー、問屋等契約し、自宅において物品の製造や 内職が主となる就労である場合 4 各種作業の代行等に従事する者 出産予定日前3カ月・産後2カ月 5 妊娠・出産 医師の診断書等により、安静・加療が必要な場合 7 入院 10 医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者 常時臥床 10 疾病 医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者 居宅療養 精神疾病 7 疾病・障がい (3) 医師が1カ月以上の通院が必要と診断し、保育ができない場合 7 一般療養 1・2級またはA・B1判定 身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手 10 障がい 3級またはB2判定 帳を所持する者 7 5 4級 傷病人の看 3カ月以上の入院の付き添いに常時あたっている者 8 入院等の付き添い看護 (月15日以上) (4) 護等 親族の病気等により、常時看護や介護にあたっている者 家庭の災害等 災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合 10 就学・技能取得(1カ月に60時間以上の場合に該当) 就学・技能取得のため保育ができない場合 求職活動を行う場合 2 ●遠方に住み、自身で保育することが不可能である場合は、認定理由によらず基準指数を10とする。 (認定理由に該当する必要はあり) 調整指数 調整事由 単身赴任等保護者の一人が別住所に住んでいる場合 +1 両親不在家庭(死別・離別・行方不明・拘禁)※保護者は祖父母等 該当にチェ ひとり親世帯 (死別・離別・行方不明・拘禁等) +14 生活保護世帯 +11 その他(児童虐待、育児放棄、家庭内暴力等のある家庭) 該当にチェ。 申請に係るこどもが障がいを有する(手帳所持)場合 +3 世帯の特殊 歳児クラスまでの保育所等※1の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合 事情 現に保育所等※1を利用している場合 市外からの転入者で、 +6 育児休業の終了による復職 +2 (8) 調整其淮 (育児休業をこれ以上延長できない場合、育児休業からの復帰に伴い申 +3 込をしたが、入所できないまま復帰して就労している場合) 保護者が保育士・幼稚園教諭等として勤務(予定)の場合 +3(勤務先が市内の保育所、幼稚園等の場合) +4基本は昼間勤務で深夜の交代勤務あり → 該当にチェ 就労時間 園の延長保育時間を考慮 滞納 正当な理由なく保育料を滞納している場合(きょうだいの保育料を含む) -10前年度の利用調整において「受入態勢が整わない」として保留となっている場合 +10希望園変更 - 度内定した施設を自己都合で辞退した場合 -2 うだいが同じ園に在園している +5 きょうだい きょうだいで同じ園に同時に申込む場合 +4 保護者がいずれも就労しておらず、 同居人もなく生計維持が困難な場合 求職活動 +10 希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合 該当にチェッ ※1保育所等とは保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・職場の託児等を指す。 ●①において複数就労している場合の類型は、主となる就労によって判断する。 (就労時間は合算) ●保護者A・Bそれぞれ①~⑦の基準のうち、該当する基準指数を合算した値を世帯の基準指数とする。次に⑧の調 整基準のち、該当する項目を合算した値を世帯の調整指数とし、基準指数と調整指数を合算した値を世帯の合計指数 とする。なお、合計指数がマイナスとなった場合は、0点とする。 ●合計指数の高い申込者から入園の案内を行う ●両親不在、虐待、育児放棄、家庭内暴力、深夜交代勤務などの特殊要因は、入園の優先度、園の延長時間の内容を 別に考慮する ●合計指数が同点の場合は、世帯の状況等を考慮し調整を行う。 ●『希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合』は、合計指数を0点とする。

#### ◆保育料表

|   |               |             | <u>標</u> : | <u>準時間</u> 月額保証 | 育料(円)  |          | 短時間 月額保育 | 育料(円)  |
|---|---------------|-------------|------------|-----------------|--------|----------|----------|--------|
|   | 税等区分          | <b>}</b> ※1 | 階層<br>区分   | 3 歳未満児※2        | 3 歳以上児 | 階層<br>区分 | 3 歳未満児※2 | 3 歳以上児 |
|   | 生活保護法による被保護世帯 |             | Н          | 0               | 0      | Т        | 0        | 0      |
| +                                       | 町村民税非課税       | 特定世帯※3      | H1         | 0               | 0      | T1       | 0        | 0      |
| 1111                                    | 可的氏统非缺烷       | 特定世帯以外      | П          | 0               | 0      |          | 0        | 0      |
|   | 48,600 円未満    | ①特定世帯※3     | H2         | 6,200           | 0      | T2       | 6,000    | 0      |
|   | 40,000 口不凋    | ②特定世帯以外     | ПΖ         | 12,400          | 0      | 12       | 12,000   | 0      |
|   | 48,600~       | ①特定世帯※3     | H3         | 6,200           | 0      | Т3       | 6,000    | 0      |
|   | 57,699 円      | ②特定世帯以外     | ПЗ         | 18,600          | 0      | 13       | 18,000   | 0      |
| 市                                       | 57,700~       | ①特定世帯※3     | 114        | 6,200           | 0      | T4       | 6,000    | 0      |
| 村                                       | 72,799 円      | ③特定世帯以外     | H4         | 18,600          | 0      | 14       | 18,000   | 0      |
| 町村民税所得割額課税世帯                            | 72,800~       | ①特定世帯※3     | IIE.       | 6,200           | 0      | TE       | 6,000    | 0      |
| 所   得                                   | 77,100 円      | ③特定世帯以外     | H5         | 23,800          | 0      | T5       | 23,000   | 0      |
| 朝神                                      | 377,101~      | ~96,999 円   | Н6         | 23,800          | 0      | T6       | 23,000   | 0      |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 97,000~1      | 32,999 円    | H7         | 31,100          | 0      | T7       | 30,000   | 0      |
| 帯                                       | 133,000~      | 168,999 円   | Н8         | 38,400          | 0      | T8       | 37,000   | 0      |
|   | 169,000~      | 234,999 円   | Н9         | 46,700          | 0      | Т9       | 45,000   | 0      |
|   | 235,000~      | 300,999 円   | H10        | 52,900          | 0      | T10      | 51,000   | 0      |
|   | 301,000~      | 396,999 円   | H11        | 56,000          | 0      | T11      | 54,000   | 0      |
|   | 397,000       | ) 円以上       | H12        | 62,300          | 0      | T12      | 60,000   | 0      |

- ※1 4月から8月は前年度、9月から3月は当年度の保護者の市民税所得割額にて計算します。ただし、ご家庭の状況により、祖父母等が生活面で援助していると市が判断した場合、祖父母等の市民税所得割額を合算します。
- ※2 4月1日現在の年齢を参照するため、児童が3歳の誕生日を迎えた翌3月31日まで、3歳未満児の扱いです。
- ※3 「特定世帯」は、「ひとり親世帯(児童扶養手当受給資格を有する世帯に限る。)」または「在宅障がい児(者)のいる世帯(特別児童扶養手当受給資格を有する世帯含む。)」が該当します。

きょうだい2人以上の児童が、保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所等に入園している場合は、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。ただし、以下の場合は軽減が拡大されます。

- ① 上記表の階層区分H2~H5、T2~T5の特定世帯に該当する場合は、児童※4のきょうだいの年齢に関係なく、2 人目以降は無料となります。
- ② 上記表の階層区分H2~H3、T2~T3の特定世帯以外に該当する場合は、児童※4のきょうだいの年齢に関係なく、2人目の児童の保育料は上表の半額、3人目以降は無料となります。
- ③ 上記表の階層区分H4~H5、T4~T5の特定世帯以外に該当する場合、及びH6·T6に該当する場合は、保護者が現に扶養している児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)が3人以上いる場合、3人目以降の保育料は無料となります。

注)上記の条件や金額は制度の改正により変更することがあります。

※4 保育料の算定対象となる児童

#### ◆給食費について

3歳児以上の給食に係る費用には主食費と副食費(おかず代)があり、金額は園によって違います。副食費は世帯収入等の条件を満たす場合、支払いが免除されます。免除対象者には市から通知を行います。免除対象の詳しい説明については、下記の二次元コードをご参照ください。

## 記入例

令和5年11月1日

#### 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書【第2・3号】

#### 可児市長(福祉事務所長) 様

- 1 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、教育・保育給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、教育・保育給付認定、利用者負担額区分の決定や、副食費に係る免除(減免)対象判定等の事務に利用することを目的に、父母及び生計中心者の税情報など世帯及び家族の状況について閲覧及び調査します。
- 2 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定や施設型給付費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 番号法第19条第7号の規定により、地方税関係情報を照会する必要がある場合、対象となる本人からの同意書を提出いただきます。
- 4 市が決定した利用者負担額及び副食費に係る判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示します。
- 5 児童の健康及び発育状態等を確認するため、利用施設・保健センター・こども発達支援センターくれよん・こども応援センターぱあむその他 関係機関が保有する情報を提供しあいます。
- 6 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、次のとおり教育・保育給付認定申請及び入園申し込みを行います。

(申請者) 保護者氏名 可児 太郎

| <u>①申請子ども</u> |            |                         | _        | _ =+ _ | L 7 -            | 18.1 | _ 1 |      |     | _ |    |               |   |
|---------------|------------|-------------------------|----------|--------|------------------|------|-----|------|-----|---|----|---------------|---|
|               | 氏 名 (ふりがな) | 生年月日<br>( R6.4.1 現在の年齢) | <b>申</b> |        | ける子<br><u></u> - | とも   |     |      |     |   |    |               |   |
| 申請に係る         | かに はなこ     | <br>  H31年 4月 5日        | 1        | 2      | 3 4              | 5    | 6   | 7    | 8   | 9 | 1  | 2             | 3 |
| 子ども           |            | NOT                     |          |        |                  |      |     |      |     |   |    |               |   |
|               | 可児 華子      | (4)歳                    |          |        | 者・療              |      |     |      | ⊿無  |   | 口有 | Î             |   |
| 保護者の          | 可児市        | TEL <b>090-1234</b>     | -56      | 378    | 氏名               | 占(続  | [柄] | : 可》 | 見育  | 子 | (  | <del>[]</del> | ) |
| 住所・連絡先        | 広見一丁目1番地   | TEL <b>090-5678</b>     | 3-12     | 234    | 氏名               | 占(続  | [柄] | : 可》 | 見 太 | 郎 | (  | 父             | ) |

#### ②利用希望施設·期間

| 利用希望期間      | □ 小学校就学前<br><b>令和 6</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日 から □ 年 日 日 まで                                |  |
|-------------|--|--|
| 10,000      | <b>一 元和 6</b> 年 4 月 1 日 から □ 年 月 日 まで  |  |
|             | 第1希望 〇〇保育園 (希望理由) 職場に近く、兄が通っているため  |  |
| 利用希望<br>施設名 | 第2希望 <b>△△保育園</b> (希望理由) <b>母の通勤途中にあるため</b>  |  |
|             | 第3希望 口口保育園 (希望理由)保育の内容が良いため  |  |
| 保育希望時間      | □保育標準時間(最長 11 時間) <b>8</b> 時 <b>30</b> 分から <b>16</b> 時 <b>30</b> 分まで <b>2</b> 保育短時間(最長 8 時間) |  |
| 利用希望曜日      | □月 □火 □水 □木 □金 □土 □目・祝 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □                                 |  |

ぶできない時間・曜日)に応じて記入してください。

該当者のみ

□希望する保育園等に入園できない場。 (上記にチェックした場合、入園調整: こちらにチェックを入れると、入 園調整にかかる指数が0点となり、 入園できる可能性が大きく下がり ますのでご注意ください。

※こちらにチェックを入れる場合、 保育の必要性がないものとみなし、 取下げ届をご提出いただきます。 第1希望の施設の利用時間に応じて標準/短時間を選択して下さい。 施設毎の利用時間については、別紙1をご確認ください。

利用時間、利用曜日は、保育の必要性の書類を基に記入してください。

(例) 9:00~16:00、月~金の就労、めぐみ保育園希望の場合

利用時間:短時間、8:30~16:30 (通勤を考慮した時間)

利用曜日:月・火・水・木・金

#### ③世帯の状況

## うら面

申請子どもの同居者全員を記入してください。ただし保護者及びきょうだいは別居していても記入します。

| 氏 名 個人番号**        | 子ども<br>との<br>続柄 | 生年月日              | 障害者·<br>療育手帳の<br>有無 | 同居<br>別居      | 勤務先又は学校名<br>※別居の場合は、住所<br>も記入  | 保育の利用を<br>必要とする理由<br>※保護者のみ                            |
|-------------------|-----------------|-------------------|---------------------|---------------|--------------------------------|--|
| 可児 太郎             | 父               | S56年 <b>4</b> 月3日 | 有(無)                | 同居 別居         | (株)〇〇                          | 図就労 □妊娠・出産<br>□疾病・障がい □介護等<br>□求職 □災害復旧 □就学<br>□その他(   |
| 可児 育子             | <del></del>     | S59年5月9日          | 有無                  | 同居<br>·<br>別居 | 〇〇商事                           | 図就労 □妊娠・出産<br>□疾病・障がい □介護等<br>□求職 □災害復旧 □就学<br>□その他( ) |
| 可児 夢子             | 姉               | H18年7月9日          | 有(無)                | 同居            | ○○高校<br>愛知県○○市△△123<br>○○高校学生寮 |  |
| 可児 一郎             | 兄               | H26年8月5日          | 有無                  | 同居 別居         | 〇〇小学校                          |  |
| 可児次郎              | 兄               | H30年6月2日          | 有無                  | 同居 別居         | 〇〇保育園                          |  |
| <br>保護者及び生計の中心者のイ | `<br>固人都        | 年 月 日             | 有·無                 | 同居<br>・<br>別居 | 保護者は保育                         | /<br>を必要とする理由に   |
| 号を必ず記載            | ]               | 年 月 日             | 有·無                 | 同居<br>•<br>別居 | 入園希望日の料                        | 犬況をチェック<br>  |

※個人番芳懶は、父母及ひ生計の中心者のみ記入してくたさい。

| 生活保護適用の有無     | ☑無 □有(保護開始 年 月 保護開始)        |
|---------------|-----------------------------|
| 家庭の状況         | □ひとり親家庭 ☑左記以外               |
| 児童扶養手当受給資格の有無 | ☑無 □有 特別児童扶養手当受給資格の有無 ☑無 □有 |

#### ※施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)

| 受付年月日    | 年 | 月 | 日 | 入園予定日 |     | 年 | 月 | 目 |
|----------|---|---|---|-------|-----|---|---|---|
| 施設(事業者)名 |   |   |   |       |     |   |   |   |
| 担当者氏名    |   |   |   | 連絡先   | TEL |   |   |   |

#### 【記載上の注意】

- ・世帯の状況欄は、別居をしているきょうだいがいる場合も記入してください。
- ・世帯が別であっても、同一住所の祖父母などがいる場合は記入してください。
- ・保育の利用を必要とする理由などは、入園希望日の状況で記載してください。
- ・年齢は、令和6年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ・『利用希望期間』の始期は、次のことによく気を付けて記入してくだい。
  - ・入園日から1、2週間程度『ならし保育』を実施することがあるため、入園当初は希望する時間まで預か ることができない場合があります。
  - ・ 1 歳もしくは 1 歳半の誕生日以降の日を記載し保留となった場合、お勤め先によっては育児休業を延長で きなくなる場合がありますので、事前にお勤め先によく確認することをお勧めします。

# 記入例

## 調査票

令和**5**年 **11** 月 **1** 日

保護者氏名 可児 太郎

※この内容は、保育園に情報提供します。

| この内谷は、休育園に情報促供しより。 |  |   |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
|--------------------|--|---|-------------------|------------------|-----------------------|---|---------|--|--|--|
| ふりがな               |  | かに はなこ  | 年月日               | R6.4.1 現在の年齢     | 性別                    |   |         |  |  |  |
| 子どもの氏名             |  | 可児 華子   |                   | 平成 31 年          | 平成 31 年 4 月 5 日 4 歳 男 |   |         |  |  |  |
| 住 所                | '  | 09-0292<br>己市 <b>広見一丁目1番</b>  |                   | l                | ノて、会話できる<br>          |   |         |  |  |  |
| 連絡先                | TEL  | 090-1234-5678 (続村   | rı . 😀 / :        |                  | 会話ができない<br>)          |   | る方<br>) |  |  |  |
|                    |  | 090-5678-1234 (続村   | 衲: <b>父</b> )   ( | 会話できる言語:         | 会話ができない<br>)          | _                                       | )       |  |  |  |
| 1. 家族状況            | *子   | どもの父・母・兄・姉  | は、別居をし            |                  | 記入してくださ               | ۲۱۰.                                    |         |  |  |  |
|                    | 氏  | 名   | 続柄                | 年齢<br>(R6.4.1現在) | 勤                     | 務先・学校・園名                                |         |  |  |  |
|                    | 可児   | 太郎  | 父                 | 42               |                       | (株)〇〇                                   |         |  |  |  |
|                    | 可児   | 育子  | <u>च</u> ि        | 39               |                       | 〇〇商事                                    |         |  |  |  |
|                    | 可児   | 夢子  | 姉                 | 17               |                       | 〇〇高校                                    |         |  |  |  |
|                    | 可児   | 一郎  | 兄                 | 9                |                       | 〇〇小学校                                   |         |  |  |  |
|                    | 可児   | 次郎  | 兄                 | 5                |                       | 〇〇保育園                                   |         |  |  |  |
|                    |  |   |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
| 2. 子どもの∜           | 犬況に つ  | ついて   |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
| (1) 健康状況等          | 等につ!   | いて  |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
|                    |  | 幼児健診 ( <b>3</b> ) j   |                   | か月健診             |                       |   |         |  |  |  |
|                    |  | 気になっていることがる<br>っる( <b>言葉が遅い</b>   | ありますか             |                  |                       |   | \       |  |  |  |
|                    |  | つる ( <b>呂来が遅い</b><br>病気のことで相談してい  | ハス病院・施詞           | 設がありまっ           | トカン                   |   | )       |  |  |  |
|                    |  | のる 病名等( <b>言葉</b>   |                   |                  |                       | <b>達支援センターくれ</b>                        | よん )    |  |  |  |
| ④ 障がい・頻            | <b>寮育手</b>   | 帳を持っていますか 🕻   | Ζ持っていない           | ハ 日持             | っている(                 | 手帳                                      | 級)      |  |  |  |
| (2) アレルギー          | ーにつり   | いて  |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
| _                  |  | りますか 口ない [  |                   |                  | しん、下痢、『               | <b>显</b> 吐                              | )       |  |  |  |
|                    | •  | <ul><li>□卵</li><li>□乳</li><li>図</li><li>回り</li><li>図</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り</li><li>回り&lt;</li></ul> |                   | 」その他(            | \                     |   | )       |  |  |  |
| (3) その他            | )医   | 例が名(  | ንፒ <i>የ</i> ዓ     |                  | )                     |   |         |  |  |  |
|                    | 全話が、   | できますか ☑できる  | 口できかし             | /) ※会話で          | きろ言語                  |   |         |  |  |  |
| 3. 現在の保育           |  |   |                   | · AAIIC          | 保育を                   | を必要とする理由に応                              |         |  |  |  |
| 721                |  |   | <br>]舟 □父 □       |                  |                       | • 時間を記入し、保育<br>7をしてください。                | )時间にナ   |  |  |  |
|                    | <ul><li>□自宅で保育 保育している者 : □母 □父 □祖母 □祖父 □ を ェックをしてください。</li><li>☑保育園等に預けている ( R2 年 4月から 施設名: △△保育園 *入園申込書と統一して記入してく</li></ul> |   |                   |                  |                       |   |         |  |  |  |
|                    |  | 「く □その他(  | . =               |                  | ださい                   | N <sub>o</sub>                          |         |  |  |  |
| 4. 保育園の利           | 川用に つ  | ついて   |                   |                  |                       | *************************************** |         |  |  |  |
| (1) 利用曜日・          | • 利用   | 時間 ☑月 ☑火 、  | ☑水 ☑木 、           | ☑金 8時            | ≨ 30分 ∼               | 16 時 30 分                               |         |  |  |  |
|                    |  | □土 時  | 分 ~               | 時 分              | : □日・祝日               | 時 分 ~                                   | 時 分     |  |  |  |
| (2) 保育時間           |  | □保育標準時間   | 間                 | ☑保育短時間           | 1                     |   |         |  |  |  |

# うら面

## 入園にあたっての確認事項

|    | すべての事項を確認し、右欄□にチェックをしてください。  | 確認済     |
|----|--|---------|
| 1  | 申請の内容が事実と異なる場合は、認定や園の利用の内定・決定を取消すことがあります。  | Ø       |
| 2  | 園によって保育時間や年間 確認が出来たらチェックしてください。 なりますので、必ず事前に園に確 該当する、しないに関わらず全ての項目を読んで確認してください。  | Ø       |
| 3  | 市が実施している乳幼児(キップ・エー版でカプタ・3一版)・一度診を必り受診・パケー・   | Ø       |
| 4  | 市が実施している乳幼児 (モガンガー・T 版 6 カンガー・T 版 6 カンガー・T 版 7 カンガー・T M 7 カンガー・T | Ø       |
| 5  | お申込みの際は、お子さんの状況の聞き取りを行います。   | Z ····· |
| 6  | 提出された書類は、返却できませんので、必要な場合はあらかじめコピーをお取りください。   | Ø       |
| 7  | 保育必要量で「保育標準時間」「保育短時間」の認定を行いますが、保育園等の利用は、保育を必要とする理由<br>に応じた時間内となります。また、仕事が休みの日等、保育必要理由のない日は原則利用できません。   | Ø       |
| 8  | 申請後に、住所、連絡先、就労先、妊娠(出産予定日がわかったとき)、家族構成等が変更した場合や入園をとりやめる場合は手続きが必要ですので、保育課に早めにご連絡ください。また、市外へ転出される方は、原則保育園の利用を継続できません。   | Ø       |
| 9  | 申請児童及び申請児童のきょうだいに保育料の滞納がある場合は、必ず納付してください。滞納があると、利用<br>調整において不利になります。   | Ø       |
| 10 | 保育料等は支払い期日までに必ずお支払いください。滞納がある場合、徴収等のため利用施設や保護者の勤務先<br>と連絡・調査するとともに、児童手当からの徴収や滞納処分(給与や預貯金の調査、差押えなど)を行います。   | N       |
| 11 | 認定の要件を満たさなくなった場合は退園です。異なる認定要件で在園したい場合や認定期間の延長は、別途手続きが必要です。変更の手続きは、変更希望日の前月25日(休日なら前日)までに行ってください。   |         |
| 12 | 入園後、年1回現況調査及び継続申込が必要です。案内が来たら遅滞なく必要書類を提出してください。  | K       |
| 【京 | t労を理由として申し込みされる場合】   |         |
| 13 | 1か月の就労時間が 60 時間以上あることが条件となります。<br>また、収入のないものは就労とみなしません。  | Ŋ       |
| 14 | 就労証明書は、必ず勤務先の担当者が記入したものをご提出ください。訂正がある場合はご本人で訂正しないでください。また、就労先に電話等で勤務実態の確認をさせていただくことがあります。証明内容と事実が異なる場合は、認定を取り消すことがあります。  | Ø       |
| 15 | 上のお子さんが入園していて、下のお子さんの出産に伴い育児休業を取得する場合は原則退園ですが、概ね6カ<br>月以上在園し、育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する月までに復職することが前提の場合、その月まで<br>在園することができます。詳細については保育課までお問合せ下さい。   | Ø       |
| [才 | は職活動を理由として申し込みされる場合】   |         |
| 16 | 入園後 90 日以内に就労証明書の提出がない場合は、退園となります。<br>また、毎月末までに求職活動状況報告書を提出してください。   | Ŋ       |
| 【出 | 産を理由として申し込みされる場合]  |         |
| 17 | 入園期間は、出産月と出産月前3か月以内、出産月後2か月以内となります。  | Ø       |
| 【そ | での他】   |         |
| 18 | 市外から転入される場合は、入園までに必ず可児市で住民登録をしてください。   | Ø       |
| 19 | 保育料は、小規模保育園・認定こども園・市外の公立園は各園、それ以外の園は市が徴収します。また、給食費は市内公立園のみ市、それ以外の園は各園で徴収します。保育料等の納付は口座振替でお願いします。   | Ø       |

上記内容について確認・承諾しました。

令和 **5** 年 **11** 月 **1** 日

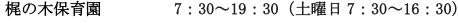
確認者氏名 可児 太郎

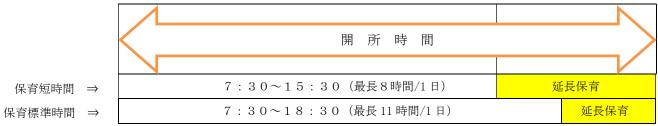




スマイルネスト2園 7:30~18:30 (土曜日7:30~16:30) りんご保育園にしかに 7:30~18:30 (土曜日8:30~17:30) かみのて今渡保育園 7:30~19:30 (土曜日8:30~17:30)







※求職・育休中は原則短時間のみ 妊娠・出産は短時間でも標準時間でも可 ※土曜日の利用について、各園で手続きが異なりますので、詳細は入園前の面談等でご確認ください。 ※認定こども園は保育認定の時間のみ掲載しています。